

宮城県住宅供給公社情報セキュリティ基本方針

今日、宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）では、多くの業務において情報システムやネットワークなどデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）が推し進められ、個人情報や経営上の機密情報などの重要情報を多数取り扱っております。

一方で、DXを取り巻く脅威は、コンピュータウイルス感染、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊や改ざん、更には、自然災害によるシステム障害、新型の感染症の疾病を起因とするシステム運用の機能不全など、多様化、巧妙化しております。

公社を利用する者（以下「入居者等」という。）の財産、権利及び利益を守り、安全かつ安定した公社運営を継続するためには、こうした様々な脅威から情報資産を防御することは必要不可欠なことです。

これらの状況を踏まえ、公社における情報資産に対する安全対策を推進し、入居者等からの信頼を確保するため、以下に積極的に取り組むことを宣言します。

- 1 情報セキュリティ対策に取り組むための全社的な体制を確立し、組織的に対応します。
- 2 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定します。
- 3 公社の保有する情報資産を適切に管理します。
- 4 社員に情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、理解を深めるために、必要な教育及び適切な支援を行います。
- 5 全ての社員等が情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、本方針、対策基準を遵守します。
- 6 地震等の大規模災害等の発生時においても、情報システムを利用して行っている業務の継続を図るための措置を講じます。
- 7 情報セキュリティに関する事故又はその予兆があった場合には、速やかに取組を行います。
- 8 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを行います。

令和6年9月1日
宮城県住宅供給公社
理事長 鈴木秀人